令和９年度
入園のしおり

鴨川市　子ども支援課　子ども支援係
（ふれあいセンター）
☎04－7093－7113

＊お申込前に必ずご覧ください。在園中も保管してください。
＊このご案内は、令和8年 11 月1日時点の情報をもとに作成しているため、
今後変更となる場合があります。

もくじ

1．子ども・子育て支援制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

2．教育・保育給付認定申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1～2
（1）教育・保育給付認定とは
（2）保育の必要性の事由（2・3号認定を受けることができる事由）
（3）保育必要量

3．申込み方法について ・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3～5
（1）受付場所、受付時間、提出方法
（2）令和9年4月1日入園の申込み（在園児の継続申込みを含む）
（3）年度途中入園（令和9年5月以降）の申込み
（4）入園ができなかったとき
（5）市町0村をまたがる保育園等の入園（管外保育）

4．認定こども園【1号認定（教育利用)】の利用について ・・・・・・・ P.6
（1）手続きの流れ
（2）入園申込みに必要な書類
（3）保育時間、開園、休園日など

5．認定こども園【2・3号認定（保育利用)】の利用について ・・・・・ P.7～9
（1）手続きの流れ
（2）入園申込みに必要な書類
（3）保育時間、開園、休園日など

6．利用者負担額（保育料）について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.10
（1）利用者負担額の決定
（2）利用者負担額の切り替え
（3）利用者負担額の変更

7．給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11
（1）給食費の金額
（2）副食費の徴収免除

8．その他の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12
（1）申込み内容が変更となった時について（在園児を含む）
（2）認定こども園の退園について

9．市内教育・保育施設マップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.13

10．鴨川市の子育て支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14.

11．認定こども園での1日の過ごし方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.15

12．鴨川市教育・保育施設一覧表（令和9年度） ・・・・・・・・・・・・P.16

1．子ども・子育て支援制度

平成 27 年度より、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援制度」が始まりました。すべての子どもたちが健やかに成長していくために、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していきます。

≪教育・保育の場≫

子ども・子育て支援制度の開始に伴い、教育・保育の場として幼稚園、保育園、認定こども園が設けられました。

幼稚園（3歳児～5歳児）

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設

保育園（0歳児～5歳児）

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

認定こども園（0歳児～5歳児）

教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設

2．教育・保育給付認定申請

（1）教育・保育給付認定とは

幼稚園、保育園、認定こども園などの利用を希望する保護者の人は、利用のための認定を受ける必要があります。次の３つの区分に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	該当者	利用できる施設
１号認定	お子さんが**満３歳以上**で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（教育利用）
２号認定	お子さんが**満３歳以上**で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園（保育利用）
３号認定	お子さんが**満３歳未満**で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園（保育利用）

令和9年度クラス編成表（令和9年4月1日時点での年齢により編成されます。）

クラス	生年月日
５歳児	令和３（2021）年４月２日　～　令和４（2022）年４月１日
４歳児	令和４（2022）年４月２日　～　令和５（2023）年４月１日
３歳児	令和５（2023）年４月２日　～　令和６（2024）年４月１日
２歳児	令和６（2024）年４月２日　～　令和７（2025）年４月１日
１歳児	令和７（2025）年４月２日　～　令和８（2026）年４月１日
０歳児	令和８（2026）年４月２日　～

（２）保育の必要性の事由：２・３号認定を受けることができる事由

２・３号認定を受けるためには、保護者（父母）それぞれに次のいずれかの事由があり、常時保育が必要な状態（月 64 時間以上の就労など）にあることが必要です。

保護者の状況		入園できる期間 （支給認定期間）
① 就労	会社自宅を問わず月 64 時間以上就労している場合	最長、就学前まで
② 妊娠・出産	妊娠中であるか，出産後間もない場合	産前２か月・ 産後３か月（出産月を含む）
③ 疾病・障害	病気や障害がある場合	療養を必要としなくなるまで
④ 介護・看護	同居の親族等を介護・看護している場合	必要な期間
⑤ 災害復旧	災害などの復旧にあたっている場合	必要な期間
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	３か月
⑦ 就学	学校または職業訓練校に在学している場合	必要な期間
⑧ 虐待・DV	虐待や DV のおそれがある場合	必要な期間
⑨ 育児休業中	すでに認定こども園等に上の子が入園していて、保護者が下の子の育児休業に入った場合	育児休業期間中
⑩ その他	上記以外で市長が特に必要と認める場合	必要な期間

※育児休暇明けの場合、入園希望月の翌月 15 日までの復職が必要になります。
例：４月入所希望の場合、５月 15 日までの復職が必要です。

※０～２歳児については、これまで父親または母親が下のお子さんの育児休業を取得する場合、一旦退園していただいていましたが、令和８年４月（令和８年１月以降に出産した方）からは、全年齢児において、在籍している認定こども園を継続して利用できることとなりました。

（３）保育必要量

２号認定・３号認定のうち、さらに「保育標準時間認定」・「保育短時間認定」の２つに区分されます。

ア　保育標準時間認定・・・11 時間保育利用
　就労時間等　**月 120 時間以上**（通勤・通学時間を含みます）

イ　保育短時間認定・・・８時間保育利用（8 時間以上利用する時は、延長保育料がかかります。）
　就労時間等　**月 64 時間以上、120 時間未満**（通勤・通学時間を含みます）

◎「保育標準時間認定」利用または「保育短時間認定」利用
　①就労　③疾病・障害　④介護・看護　⑦就学　⑩その他

◎「保育標準時間認定」利用
　②妊娠・出産　⑤災害復旧　⑧虐待・ＤＶ

◎「保育短時間認定」利用
　⑥求職活動　⑨育児休業中

3．申込み方法について

（1）受付場所、受付時間、提出方法

◆受付場所：ふれあいセンター1 階　子ども支援課

◆受付時間：午前８時 45 分～午後４時 30 分（火曜日は午後７時まで）（土日祝日除く）

◆提出方法：次の①～③のいずれかの方法でご提出ください。

① 子ども支援課窓口に持参

② 郵送（受付締切日必着。消印有効ではありません）
〒296-0033　鴨川市八色 887-1
鴨川市役所　子ども支援課　入園受付担当　宛て

③ マイナポータル（ぴったりサービス）によるオンライン申請（受付締切日の 23 時 59 分まで）
申請者（保護者）のマイナンバーカードが必要です。詳しくは、左記 QR コードから市ホームページをご覧ください。

※書類に不備等がある場合は職員が連絡をすることがあります。また、再提出が必要になる場合がありますので、期間に余裕を持って提出してください。

※郵送事故等による遅れや不着、紛失等については、市では一切責任を負いかねます。

※市町村をまたがる保育園等の入園についてはＰ.５（５）をご覧ください。

☆発達が気になるお子さん、疾病・障害等があるお子さんの申込み

お子さんの発達面（言葉の遅れや落ち着きがない等）で気になることがある場合や疾病・障害等がある場合は、お早めに鴨川市役所子ども支援課へご相談ください。

また、申込み前に希望する認定こども園へご連絡の上、お子さんと一緒に見学し、園長等にお子さんの状況を詳しくお伝えください。

※お子さんの状況や認定こども園の受入体制によっては、入園ができないことがあります。

※鴨川市役所子ども支援課へ事前相談がなく、入園内定後の親子面談等で判明した場合、入園ができないことがあります。お子さんを安全にお預かりするためにも、気になることがある場合は、必ず申込み前にご相談ください。

（2）令和９年４月１日入園の申込み（在園児の継続申込みを含む）

◆受付期間：**1次受付**令和８年 11 月 25 日（水）～令和８年 12 月 15 日（火）
2次受付令和８年 12 月 16 日（水）～令和９年２月 26 日（金）

◆入園結果：**1次受付** 1 月下旬頃に郵送または各認定こども園を通じて配付します。
2次受付 3 月 10 日頃に電話にてご連絡します。その後、郵送または各認定こども園を通じて配布します。

※２次受付の利用調整は１次受付の申込者の選考後に生じた空き枠での選考となります。
入園希望者は、できる限り１次受付期間内にお申込みください。

（3）年度途中入園（令和9年5月以降）の申込み

◆受付期間：入園希望月の3か月前から前月 15 日（15 日が土日祝日の場合は翌平日）

入園希望月	受付期間
令和9年5月	令和9年2月1日（月）～4月 15 日（木）
令和9年6月	令和9年3月1日（月）～5月 17 日（月）
令和9年7月	令和9年4月1日（木）～6月 15 日（火）
令和9年8月	令和9年5月6日（木）～7月 15 日（木）
令和9年9月	令和9年6月1日（火）～8月 16 日（月）
令和9年 10 月	令和9年7月1日（木）～9月 15 日（水）
令和9年 11 月	令和9年8月2日（月）～10 月 15 日（金）
令和9年 12 月	令和9年9月1日（水）～11 月 15 日（月）
令和 10 年1月	令和9年 10 月1日（金）～12 月 15 日（水）
令和 10 年2月	令和9年 11 月1日（月）～令和 10 年1月 17 日（月）
令和 10 年3月	令和9年 12 月1日（水）～令和 10 年2月 15 日（火）

◆入園結果：入園希望月の前月 20 日頃に電話にてご連絡します。その後、郵送または各認定こども園を通じて配布します。

※原則、各月１日からの入園となります。

※2・3 号認定で 15 日までに申込みをされた方については、先着順ではなくP.7（1）の流れで利用調整、入園決定されます。

（4）入園ができなかったとき

入園を希望する認定こども園等に空きがないなどの理由により、入園保留となる場合は、下記のとおりとなります。

① 提出していただいた申込書は、令和 10 年3月 31 日まで有効です。
② 希望認定こども園等の入園保留児童として登録され、翌月以降も利用調整の対象となります。欠員などにより、入園可能となった時点で子ども支援課からご連絡します。
③ 利用調整結果（入園保留）通知書は初回のみ発行します。
④ 令和 10 年4月以降も引き続き入園を希望する場合は、あらためて令和 10 年4月からの入園申込書を申込期間内にご提出ください。
⑤ 入園保留中に、家庭状況や就労状況などに変更があった場合は変更届を提出してください。なお、認定こども園等に入園する必要がなくなった場合には、申込みの取り下げをお願いします。

（５）市町村をまたがる保育園等の入園（管外保育）

◆　鴨川市内にお住まいの方（鴨川市外の保育園等に入園を希望する場合）

申込条件	希望保育園等のある市町村の定めるとおり
申込先	鴨川市役所子ども支援課 ※転入予定については、直接申込みが可能な市町村もありますので、希望保育園等のある市町村へご確認ください。
申込期限	希望保育園等のある市町村の定める期限の１週間前まで
必要書類	希望保育園等のある市町村の定めるとおり
注意事項	希望保育園等のある市町村へ①申込条件②申込先③申込期限④必要書類などを事前にお問い合わせしてから、鴨川市役所子ども支援課まで申込みをお願いします。

◆　鴨川市外にお住まいの方（鴨川市内の認定こども園に入園を希望する場合）

申込条件	下記①～⑤のいずれかに該当し、かつ、保護者（父母）それぞれが保育の必要性に該当する場合に限ります。 ①　鴨川市に転入予定がある ②　鴨川市で里帰り出産をする ③　鴨川市に勤務先がある ④　鴨川市内の認定こども園に在籍しており、継続利用を希望する ⑤　鴨川市に祖父母等の実家がある
申込先	住民地の担当課 ※転入予定については、鴨川市役所子ども支援課へ直接申込みも可能です。住民地の担当課へ直接申込みでも良いかご確認ください。
申込期限	鴨川市が定めるとおり（P.3～4） ※鴨川市へ書類が到着した日が申込日になります。住民地の担当課経由で申し込む場合は、鴨川市の申込期限に間に合う提出期限を必ずご確認ください。
必要書類	・鴨川市が定めるとおり（P.8）　※住民地の市町村の書式でも可 ・転入誓約書（転入予定の場合のみ）
注意事項	鴨川市へ転入予定の方は、鴨川市へ転入後あらためて鴨川市役所子ども支援課へ入園申込みが必要となります。 入園希望月の前月末までに住民登録の異動と入園申込みが行われていない場合は、入園取消となりますので、ご注意ください。

4．認定こども園【１号認定（教育利用)】の利用について

（１）手続きの流れ

① 教育・保育給付認定申請兼利用申込

受付期間中に下記（2）の必要書類を子ども支援課へ提出

② 教育・保育給付認定及び入園決定

支給認定証（新規及び変更があった児童のみ)、入園承諾書を各認定こども園を通じて配付します。

※認定こども園ＯＵＲＳは支給認定証のみ郵送します。

③ 入園説明会等

入園にあたっての説明は、各認定こども園から個別にご案内します。

※４月入園の場合は、２月中に開催予定です。

④ 入園

入園当初は、通常よりも短い時間での保育（※慣らし保育P.7（１）⑤）となります。

（２）入園申込みに必要な書類

1	子どものための教育・保育給付認定申請書・現況届出書（兼教育・保育施設等利用申込書）	押印（シャチハタ以外）を忘れずにお願いします。
2	子の健康状況調査票	
3	母子健康手帳 （表紙、直近の健康診査の写し）	新規入園希望者のみご用意ください。
4	家庭状況調査票	押印（シャチハタ以外）を忘れずにお願いします。

（3）保育時間、開園、休園日など（公立認定こども園）

公立認定こども園【１号認定（教育利用)】

◆平日（月曜日～金曜日）

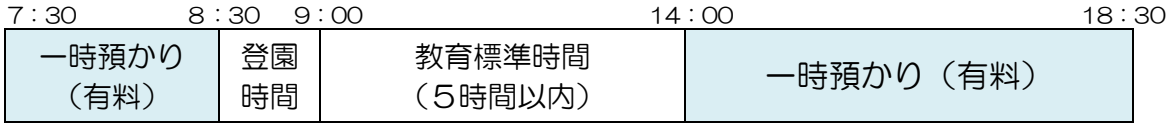

◆土曜日

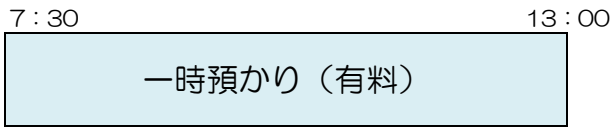

◆休園日

土曜日、日曜日、祝日、夏休み（7/21～8/31)、冬休み（12/24～1/6)、春休み（3/25～4/1 から土日を除く４日間)、県民の日（6/15）がお休みです。

また、市長が特別に認めた場合は、臨時に休園となる場合があります。

※登園時間帯は午前８時３０分から午前９時です。

※教育標準時間以外に、原則月８日を限度に一時預かりを実施します。料金は、月合計時間１時間あたり１００円となります（料金は今後変更となる場合があります)。

利用できるのは、各公立認定こども園在園児童に限ります。

5．認定こども園【2・3号認定（保育利用）】の利用について

（1）手続きの流れ

① 教育・保育給付認定申請兼利用申込

受付期間中に、P.8（2）の必要書類を子ども支援課へ提出。

※申込順に入園決定されるわけではありません。

※期日までに、各種証明書類の提出がない場合には、利用調整時に求職中と同様の扱いとなりますのでご注意ください。

↓

② 調査

提出書類に不明な点がある場合は、電話などで状況を確認します。

↓

③ 利用調整

利用調整は、市で行います。入園申込みがあった人の保育が必要な理由やご家庭の状況などを考慮して、総合的に判断し決定します。

※利用調整の結果、第２希望以降の園への入園をご案内する場合があります。

↑

教育・保育給付認定
入園決定

支給認定証（新規及び変更があった児童のみ）、利用調整結果、入園承諾書を各認定こども園を通じて配付します。

※認定こども園ＯＵＲＳは支給認定証と利用調整結果を郵送します。

入園保留

※詳しくは、P.4（4）をご覧ください

・希望した認定こども園等に空きがない場合や、申込者が定員を上回り、利用調整の結果入園できなかった場合は、入園を保留する旨の通知を郵送します。

・欠員などにより、入園ができるようになった時点で、子ども支援課からご連絡します。

↓

④ 入園説明会等

入園にあたっての説明は、各認定こども園から個別にご案内します。

※４月入園の場合は、２月中に開催予定です。

↓

⑤ 入園

入園当初は、通常よりも短い時間での保育（※慣らし保育）となります。

※慣らし保育とは、まずは短い時間での保育から始めて、徐々に保育時間を延ばし、お子さんが段階的に教育・保育施設での生活に慣れるようにする期間です。

お子さんの様子にあわせて、２～３週間程度の期間が必要となります。産後休暇明けや育児休暇明けで入園される場合はご注意ください。

（２）入園申込みに必要な書類

①すべての人が必要な書類

１	子どものための教育・保育給付認定申請書・現況届出書（兼教育・保育施設等利用申込書）	押印（シャチハタ以外）を忘れずにお願いします。
２	子の健康状況調査票	
３	母子健康手帳 （表紙、直近の健康診査の写し）	新規入園希望者のみご用意ください。
４	家庭状況調査票	押印（シャチハタ以外）を忘れずにお願いします。
５	保育の必要性を証明する書類	保護者の状況により必要な書類が変わります。 ※下記の表でご確認ください。

②保育の必要性を証明する書類

お子さんの保護者のほかに、同居している 70 歳未満の方がいる場合には、原則同居者全員の書類が必要となります。（世帯分離をしていても、同一住所または同一敷地内にお住まいの方は、同居者とみなします。）

なお、保護者の方の証明書類の提出がない場合には、利用調整時に求職中と同様の扱いとなります。

必要書類 / 状況	就労証明書	申立書	診断書 ※1	障害者手帳(写) 療育手帳　(写) 介護保険証(写)	タイムスケジュール表	罹災証明書	母子健康手帳(写)	在学証明
就労	○							
妊娠・出産							○※2	
疾病・障害		○	○	○				
介護・看護		○	○	○	○			
災害復旧		○				○		
求職活動								
就学					○※3			○
虐待・DV	子ども支援課へご相談ください。							
育児休業中	○※4							
その他	子ども支援課へご相談ください。							

※１　診断書は、病名のほかにお子さんを保育できない期間や内容がわかるもの。
※２　母子健康手帳は、表紙と出産予定日記載のページをコピーしてください。
※３　就学のタイムスケジュール表は、時間割表でも可。
※４　育児休業中の就労証明書は、育児休業期間が記載されているもの。
※兄弟姉妹で同時に申込みする場合は、二人目以降はコピーでも可。

家庭の状況により上記には記載のない書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

（3）保育時間、開園、休園日など

公立認定こども園【２・３号認定（保育利用）】

◆平日（月曜日～金曜日）

◎保育標準時間認定

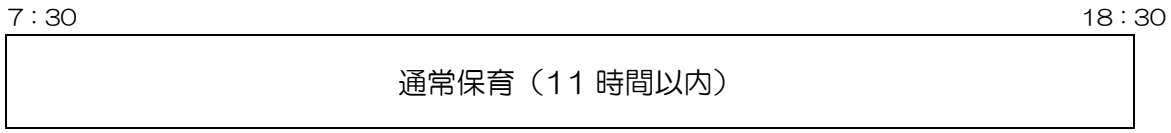

◎保育短時間認定

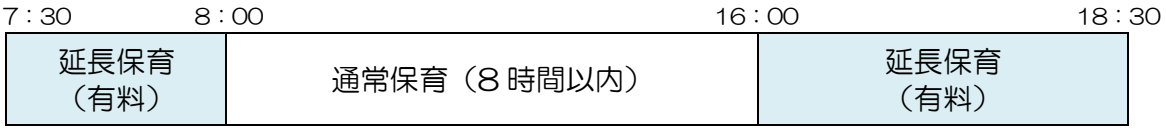

◆土曜日

◎保育標準時間認定

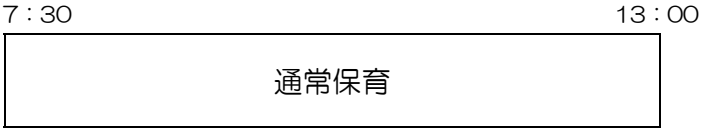

◎保育短時間認定

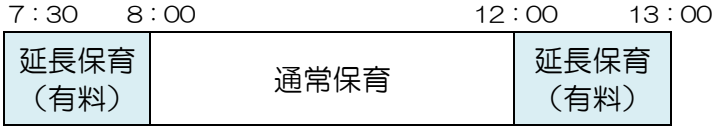

※　延長保育を利用する場合は、園での申込みが必要です。
料金は、月合計利用時間１時間あたり１００円となります（料金は今後変更となる場合があります）。

◆休園日

日曜日及び祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）がお休みです。
また、市長が特別に認めた場合は、臨時に休園となる場合があります。

保育標準時間認定または保育短時間認定のいずれの場合も、**家庭ごとに保育の必要な時間に合わせた保育時間となりますので、必ず最長時間（11 時間または８時間）のお預かりとなるものではありません。**
※詳しくは、各認定こども園または子ども支援課へご確認ください。

6．利用者負担額（保育料）について

（1）利用者負担額の決定

①認定こども園【１号認定（教育利用）】

利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化により無料となります。

②認定こども園【２・３号認定（保育利用）】

３・４・５歳児

利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化により無料となります。

０・１・２歳児

利用者負担額は、前年度・当年度の住民税額と、４月１日時点のお子さんの年齢と保育時間により決定します。

金額につきましては、別紙「令和９年度鴨川市利用者負担額（保育料）表」をご参照ください。

なお、幼児教育・保育の無償化により住民税非課税世帯のお子さんは無料となります。

※利用者負担額は、公立・私立ともに同額です。

※父母の合計年収が 103 万円未満で同居の祖父母等がいる場合、祖父母等のうち最多納税者を家計の主宰者（生計を維持する上で中心となる者）と判断し、住民税額を合算して算定する場合があります。

※住民税の申告をしていない場合や不備のある場合は、利用者負担額が算定できないため、最高額の利用者負担額を納めていただくことになりますのでご注意ください。

（2）利用者負担額の切り替え

利用者負担額は月によって算定のもととなる住民税の年度が異なります。

４～８月分までは令和８年度住民税で算定を行い、９～３月分までは令和９年度住民税で算定を行います。

（3）利用者負担額の変更

保育必要量の変更をした場合（保育標準時間認定と保育短時間認定の変更をした場合）、利用者負担額は変更した翌月分から変更となります。

また以下の場合は、利用者負担額が変更になる可能性がありますので、各種書類の提出をお願いします。

・結婚や離婚等により家族構成に変更があった方は、教育・保育給付認定変更申請書（P.12（１））を提出してください。

・修正申告等により住民税額に変更があった方で、住民税算定年度の１月１日に鴨川市に住民票がなかった方は、住民税額のわかる書類を提出してください。

7．給食費について

幼児教育・保育の無償化により３歳児～5 歳児のお子さんについては、保育料が無償化されますが、認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）については、保護者のご負担となります。

（1）給食費の金額

施設名	年齢	提供元	給食費（月額）
公立認定こども園 （江見・西条・長狭 田原・天津小湊）	3～5 歳児	自園調理	主食費　１，０００円 副食費　４，５００円 合　計　５，５００円
私立認定こども園 （OURS）	３歳児	自園調理	主食費　１，０００円 副食費　４，５００円 合　計　５，５００円
	４，５歳児	学校給食 センター	主食費　　９００円 副食費　３，５００円 合　計　４，４００円

・１号認定、２号認定ともに給食費は同一です。
・1 号認定の一時預かりの際の給食費は、1 食あたり 350 円となります。
・３号認定（０～２歳児）の主食費及び副食費につきましては、保育料の一部として徴収をさせていただきます。

（2）副食費の徴収免除

次のいずれかの要件を満たす場合、副食費が徴収免除となります。
（1）年収 360 万円未満相当世帯の子ども
（2）年収 360 万円相当以上世帯の第３子以降の子ども

認定区分	保育料階層	第３子以降の算定する子どもの範囲
１号認定	第６階層以下	３歳から小学校３年生までの子ども
２号認定	Ｄ１－ウ以下	小学校就学前までの子ども

8．その他の手続きについて

（1）申込み内容が変更となった時について（在園児を含む）

世帯の状況や仕事、家庭状況などに変更があった場合は、**教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）**の提出が必要です。各認定こども園または子ども支援課へ速やかに申し出てください。

（例）

- 住所が変更（市内転居・市外転出）になった
- 保護者の連絡先が変更になった
- 氏名が変更になった
- 世帯構成（離婚、婚姻等）が変更になった
- 勤務先（就職・転職等、自営業の開業、育休明けの復職）に変更があった
- 求職活動をする
- 妊娠・出産した
- 育児休業を取得する
  ※父親が取得する場合も提出が必要です。
- 病気になった
- 障害者手帳が交付された
- 介護・看護をする
- 就学する

※兄弟姉妹で申込み（在園）の方は、それぞれ教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）を提出してください。

※教育・保育給付認定が変更となった場合、お持ちの教育・保育給付支給認定証は返却となります。（紛失等された場合は、教育・保育給付支給認定証再交付申請書の提出が必要となります。）

（2）認定こども園の退園について

認定こども園の退園は、原則として月末での退園となります。やむを得ない理由により月途中で退園となる場合は、各認定こども園へ申し出てください。

また、次の事項に該当することとなった場合、認定こども園を退園することになりますので、ご注意ください。

① 保育の必要性が認められなくなった場合

② 鴨川市外へ転出した場合

③ １か月以上認定こども園の利用をしなかった場合

④ 申込み内容に虚偽があった場合

9. 市内教育・保育施設マップ

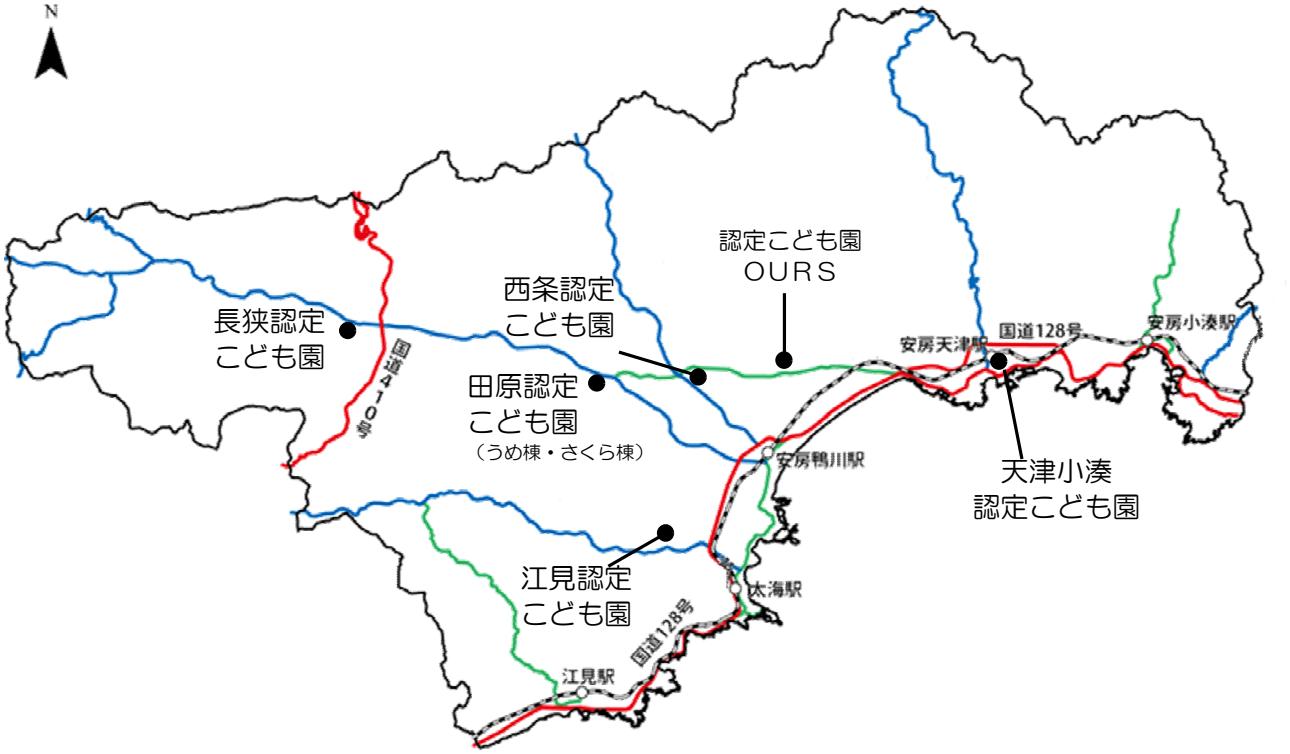

MEMO

１０．鴨川市の子育て支援事業

✿園庭開放

【実施施設：江見認定こども園・西条認定こども園・田原認定こども園】

地域に開かれた教育・保育施設として、在宅で子育てしている家庭を対象に園庭開放を行っています。

✿一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

・一般型：主に在宅で子育てをしている家庭を対象に実施しています。
【実施施設：認定こども園ＯＵＲＳ】

・幼稚園型：認定こども園の１号認定の在園児を対象に実施しています。
【実施施設：市内公立認定こども園】

✿地域子育て支援拠点事業

【実施施設：長狭・天津小湊・ＯＵＲＳ 各子育て支援室】

在宅で子育てをしている家庭を対象に、遊んだり、子育てに関する相談や情報交換をする場を提供しています。

✿乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【実施施設：長狭認定こども園】

保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、月 10 時間の枠内で、認定こども園を利用できる制度です。

対象は、認定こども園等に在籍していない生後６か月から満３歳未満（３歳になる誕生日の前々日）までのお子さんです。

※認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設に在籍しているお子さんは利用対象外です。

※詳細は、子ども支援課（ふれあいセンター内）電話 04-7093-7113 へお問い合わせください。

11. 認定こども園での1日の過ごし方

３・４・５歳児		時　間	０・１・２歳児
１号認定	２号認定		３号認定
	開園	― 7：30 ―	開園
	（順次登園）	― 8：00 ―	（順次登園）
	保育	― 8：30 ―	保育
登園		― 9：00 ―	
		― 9：30 ―	
		― 10：00 ―	
		― 10：30 ―	
		― 11：00 ―	
		― 11：30 ―	給　食
給　食		― 12：00 ―	
		― 12：30 ―	
		― 13：00 ―	お昼寝
		― 13：30 ―	
降園	お昼寝（休息時間）	― 14：00 ―	
		― 14：30 ―	
	おやつ	― 15：00 ―	おやつ
	保育	― 15：30 ―	保育
	（順次降園）	― 16：00 ―	（順次降園）
		― 16：30 ―	
		― 17：00 ―	
		― 17：30 ―	
		― 18：00 ―	
	閉園	― 18：30 ―	閉園

教育標準時間

年齢ごとのクラスに分かれ、１号認定・２号認定の子どもが同じ保育室で過ごします。

12．鴨川市教育・保育施設一覧表（令和9年度）

✿田原認定こども園は0～3歳児、4・5歳児の園舎が別になります

	名　称	住　　所 電話番号	乳児保育 （0歳児保育）	利 用 定 員	開園時間	
					教育標準時間 （1号認定）	保育時間 （2・3号認定）
公立	江見 認定こども園	〒299-2853 宮 1455 ☎04-7092-9330	原則生後 57 日目から	124	【平日】 9：00～14：00	◎標準時間 【平日】 7：30～18：30 【土曜】 7：30～13：00 ◎短時間 【平日】 8：00～16：00 【土曜】 8：00～12：00
	西条 認定こども園	〒296-0033 八色 869 ☎04-7093-2869	原則生後 6か月から	107		
	長狭 認定こども園	〒296-0115 松尾寺 417 ☎04-7097-1502	原則生後 57 日目から	105		
	田原 認定こども園	〒296-0014 太尾 369-1 ☎04-7092-2561	原則生後 6 か月から	64		
	天津小湊 認定こども園	〒299-5503 天津 1208-1 ☎04-7094-0380	原則生後 6か月から	105		
私立	認定こども園 ＯＵＲＳ	〒296-0044 広場 1726-1 ☎04-7099-0800	生後 57 日目から	390	【平日】 9：00～14：00	◎標準時間 7：00～18：00 ◎短時間 8：30～16：30

※認定こども園は学区制ではありませんが、小学校及び中学校は学区制となるため、住所に基づいて通学する学校が指定されます。

※認可外保育施設（企業主導型保育事業、事業所内保育施設など）については、直接施設へお問い合わせください。

※認定こども園の見学を希望される場合は、事前に園へお電話でご予約ください。